

令和7年度（2025年度）

事業計画書

社会福祉法人グロー（GLOW）

～生きることが光になる～

No	目次	ページ
1	法人事務局	1
2	法人企画局	5
3	養護老人ホームきぬがさ	6
4	老人ホームながはま	10
5	特別養護老人ホームふくら	16
6	ひのたに園	21
7	滋賀県立むれやま荘	25
8	滋賀県立信楽学園	27
9	東近江障害施設群	30
10	オープンスペースれがーと	35
11	滋賀県発達障害者支援センター	37
12	滋賀県地域生活定着支援センター	39
13	滋賀県高次脳機能障害支援センター	42

1. 法人事務局(総務部)

持続可能な法人経営をします

- ・ ひのたに園のキュービクル工事について、業者選定のうえ部分修繕を実施します。
- ・ 特別養護老人ホームふくらの建替えについて、準備室を設置し、移転地での具体的建設計画を検討します。
- ・ 能登川作業所の建設工事について、進捗管理を行います。また、国庫補助金の年度繰り越しに際して、滋賀県および東近江市と連携し、適切な事務処理を行います。
- ・ 老朽化著しい信楽学園およびむれやま荘の新規指定管理期間中に修繕が必要と思われる個所を調査し、法人からの臨時的修繕支出が増加しないように随時、県と協議を重ねていきます。
- ・ 各施設からの月次決算報告で、稼働率や収支状況を情報整理し、PDCAサイクルに基づき、毎月の経営会議で迅速に経営の修正を行います。

ウェルビーイングを意識した人材が定着する環境をつくります

- ・ ワークライフバランスの実現に向け、個別の事情に応じた柔軟な働き方を検討します。
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等を活用し、定期昇給と併せて職員の賃金改善に向け取り組みます。
- ・ 育児・介護による職員の離職を防ぎ、誰もが可能な限り、仕事と家庭等を両立できるよう雇用環境の整備や育児・介護休業等の取得の促進など制度の周知を図ります。
- ・ ヘルスマネジメントの増進を目的に、定期健康診断やストレスチェックと連携したフォロ一体制の構築を目指します。
- ・ 所属長の推薦による非正規職員から正規職員への積極的な登用を進めます。(年2回の登用試験の実施)
- ・ 定年退職者の継続雇用を促進し、培われた経験とノウハウを事業運営に活かします。

積極的な情報発信による人材確保に取り組みます

- ・ 計画的に新卒一括採用を進めるとともに、年度途中の採用や募集要件等の緩和を含めた幅広い採用について検討します。
- ・ 福祉分野に限らず各種の就職フェア等に積極的に参加し、キャリア採用や他分野からの求職者に対してのアプローチを行います。
- ・ 求職者に対して個別に施設見学等の対応をすることで、入職に係る不安解消(内定辞退)や採用後のミスマッチ(早期退職)が起こらないよう、採用前の丁寧な情報提供に努めます。
- ・ ホームページの随時更新、Instagram、就活サイト(マイナビ新卒等)等の活用により、法人の魅力や福祉の仕事についての発信を継続的にを行います。
- ・ 定期的な大学訪問や人材紹介業者への依頼など、採用に係る関係機関との連携の構築を進めます。
- ・ 外国人雇用に向け、生活環境等を含めた受け入れ体制の整備について、施設と検討を進めます。

コンプライアンスの推進を図ります

- ・ ハラスメントの相談対応に加え、相談体制マニュアルの整備、周知、啓発、相談体制の強化など、ハラスメントのない職場づくりに向けた環境の整備を継続して行います。
- ・ ハラスメント防止に関する取り組みのアンケートを実施し、その取り組みの検証を行うことで、今後の働きやすい職場づくりの検討材料とします。
- ・ ハラスメント外部評価委員会を設置し、法人が実施する各ハラスメント防止対策について外部評価を行い、法人運営の改善に繋がります。
- ・ 法人としてのコンプライアンスのさらなる強化に向けて、法令・法人諸規定等の遵守はもとより、社会規範・社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進します。

法人の収支差額率の目標を定め、達成します

項目	事業活動による収入額等(単位:千円)
収支差額率	▲4.1%
事業活動収支	▲105,528千円
資金収支	▲23,285千円

収入目標を達成します

- ・ 事業ごとの収入額を全国平均等と比較、また報酬体系に即した運営や加算の取得状況を把握することで収入の適正化をはかります。

人件費の適正化をはかります

- ・ 各施設の収支状況等を勘案しながら、それに見合う配置人数の合意形成をはかります。
- ・ 現状の人件費や職員構成を分析し、今後の人件費見込みについての検討を継続して行います。

事業費の節減

- ・ 水道光熱使用量を削減するため、毎月報告と定期的に情報を共有します。
- ・ 物価高騰、燃料費高騰等の支援金確保に努めるとともに、稼働状況に応じた事業費の支出に努めます。

福祉事業の運営をサポートします

法人内 BCP（Business Continuity Plan/事業継続計画）を整備します

- ・ 各施設および事業所によるBCPの策定、周知、研修および訓練について、必要に応じて見直しおよび整備を支援します。また感染症蔓延時および災害時における応援体制および業務再開の優先度について整理します。
- ・ これらについて各施設等リスクマネージャーが参画するリスクマネジメント委員会において共有・検討します。

- ・ 事業にかかる手続きおよび適正な運営についてサポートします。また、人権尊重・権利擁護視点に基づいた事業の運営にかかる各種委員会の運営を行います。
(権利擁護・虐待防止委員会/リスクマネジメント委員会/人権教育推進委員会)

ICT(Information and Communication Technology/情報通信技術)環境を整備します

- ・ 法人内に複数名 ICT 担当者を設置し、各施設の ICT 環境の整備や活性化を目的に定期的に情報交換を行います。
- ・ 法人ホームページについて、スマートフォンへの対応や法定の情報開示等を考慮し、リニューアルを進めます。
- ・ 地域限定職員・短時間雇用職員へのガールーンアカウント配布に向け、利用方法(アカウントの取扱い)についての条件整理を行います。
- ・ ケアコラボ導入、活用への支援を行うとともに、その他の記録ソフトを活用する事業所との共通化(記録のポイントなど)を支援します。
- ・ 介護ロボ等の調査、導入に向けた検討について、検討委員会を設置して情報収集および導入計画を作成します。
- ・ 勤怠管理や給与計算といった事務業務の DX 化についての情報収集を行い、導入に向けての整理検討を行います。
- ・ SNS・生成 AI の活用における、コンプライアンス、個人情報保護、法人情報漏洩防止に考慮し、運用基準を検討します。

人材育成計画に沿った研修事業を通して人材育成の充実を図ります(研修センター)

- ・ グロー人材育成計画第3版改定に向けた検討を行います。
- ・ 各施設等から研修企画委員を募り、職階別研修および選択研修の企画・運営、各施設等で行う人材育成や研修と合わせて、法人全体の資質向上やスキルアップを図ります。
- ・ 「育てる人を育てる」視点で、内部講師を選定します。専門性を持つ職員、これから担う中堅職員、後進に伝える責任のある職責を担う職員に依頼します。外部講師については社会福祉に携わる専門職、分野に依らない経営者や識者等の活用を図ります。

社会福祉法人役職員として学ぶべき必須の研修

法人に設置する委員会と連携し、テーマを定め参集による集合研修のみならず、動画配信等オンデマンド形式でも学ぶことができるよう取り組みます。

テーマ	連携する委員会等
部落差別から学ぶ人権研修	人権教育推進委員会
権利擁護研修	権利擁護・虐待防止委員会
ハラスメント防止研修	コンプライアンス推進室/ハラスメント対策委員会

職階別研修(必修研修)

共通課題に基づくテーマと実践に役立つテーマを組み合わせ、職階ごとに実施します。研修の効果や意欲を高めるため、隣接する上位職階の研修を受講できるよう配慮します。一般職は年次および経験に応じ、スタートアップ・フォローアップ研修を実施します。あわせて新規採用職員等を対象に「土台をつくるカリキュラム(仮称)」をもとにした研修を提供し、所属する施設・事業所の分野のみに依らない、幅広い福祉人の育成をはかります。

職階(受講可能な職階)	共通テーマ(例)	実践テーマ(例)
地域限定職員 短時間雇用職員 一般職	・多様な働き方 ・チームで遂行する仕事	・先輩・実践者から学ぶ ・チームワークを発揮する
1年目および途中入職者 (スタートアップ)	・キャリアのスタートによせて ・仕事の基本	・報連相による業務改善 ・リスクマネジメント
2年目および3年目 (フォローアップ)	・後輩を持つことの自覚 ・初心に帰って仕事の基本	・部下の育成と訓練 ・人の心理と行動
4年目以上(および経験者) 中等職(および一般職)	・先輩としての自己/後進育成 ・チームで遂行する仕事	・管理者の四つの立場 ・リーダーシップ
副主任職(および中等職)	・困難事例に向き合う心構え	・マネジメントスキル
主任職(および副主任職)	・高難度業務とキャリアアップ	・BMC(バイシック・マネジメン ト・コース)プログラム
指導職(および主任職)	・部下の育成とリーダーシップ	
監督職(および指導職)	・施設を担うリーダーシップ	
管理職(および監督職)	・施設・法人経営と人材育成	

選択研修(専門研修)

各専門分野について、各施設および職員の希望を考慮して、研修を企画し開講します。
開講テーマ(例)

・高齢者介護	・認知症	・フレイル予防
・ケアプラン作成	・個別支援計画作成	・相談支援
・アセスメント	・行動分析	・疾病(てんかん等)
・アサーション	・アンガーマネジメント	・ライフキャリアデザイン
・発達障害	・高次脳機能障害	・精神障害

各地域における相談支援体制の充実・強化に向けた滋賀県障害者自立支援協議会の運営および地域支援体制強化事業を効果的に実施します(滋賀県障害者自立支援協議会)

県事業である滋賀県障害者自立支援協議会の受託運営を継続し、各種会議、委員会の運営および、各種研修の運営を県内関係機関と連携し実施します。あわせて各市町に設置されている基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会をはじめとする県内関係機関との連携、各キーパーソンの協力を得て、各圏域における地域力の向上や障害福祉事業を担う人材の育成を効果的に実施します。

甲賀圏域における障害のある人への支援体制強化に向けた基幹相談支援センターの運営を効果的に実施します。(甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター)

甲賀市・湖南市から受託している基幹相談支援センター事業の運営を担い、圏域内の相談支援事業所等への支援を通して相談支援体制の充実を図ります。また、地域自立支援協議会(甲賀地域サービス調整会議)の事務局として、各会議を円滑に運営し地域課題を明確にした上で、社会資源の充実や支援スキルの向上等の支援体制全体の整備に向けた協議や取組が効果的に行われる場づくりに取り組みます。

2. 法人企画局(地域共生部)

1. 基本方針

障害のあるなしに関わらず誰もが自らの意思により地域において豊かな生活を営める共生社会の実現を目標として、文化芸術活動を通して見える様々なハンディに対してアプローチを行い、その発信を通じて自己実現の機会を創出する。

加えて、これまでの成果を礎に、継続した事業展開を安定的に行うため、事業の再構築及び外部資金の調達に取り組む。

2. 事業内容

(1) 社会的価値の醸成と発信

① 障害理解や心のバリアフリーの推進

- ・ ボーダレス・アートミュージアム NO-MA を拠点として、障害の有無や国籍に関わらない多様な人々や地域の人々との協働による文化活動を通して、地域における緩やかなつながりの再発見や新たなつながりの創造に取り組む。展覧会及びこれまで行ってきた作品調査研究に取り組む。
- ・ 糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通して、地域で活動する障害のある人となない人の協働による音楽活動を促進するとともに、多くの人に鑑賞してもらえる成果発表の機会を企画運営する。
- ・ 2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開会式でのウェルカムフェスタ出演へのワークショップの事務局を行う。
- ・ 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が実施する、2025 年大阪・関西万博ユニバーサル・ツーリズムプロジェクトへの協力を行う。

② 社会生活におけるアクセシビリティの向上

- ・ 「障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業」
県内において障害児施設の子どもやフリースクールに通う子どもなどを対象に、文化芸術・表現活動ワークショップ等を県内で展開し調査・研究し、障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業に取り組む。
- ・ 盲ろうや視覚障害の当事者等と連携し、文化活動を通して社会参加を促進する実践と研究を行う。
- ・ 芸術文化支援センター事業の強化を図り、県内の文化施設等と協働して鑑賞サポートの必要性の理解を深め、文化芸術における合理的配慮の提供を推進すること、加えて県内で障害のある人の芸術文化活動を支える人材の育成に取り組む。

③ 民間事業者等との協働によるプロジェクトの実施

滋賀県社会福祉協議会との連携したバリアフリー映画の県内展開など、民間事業者等への働きかけを通じて、法人内外において、福祉分野の事業活性につながるプロジェクトの実施・協働、また県内の地域共生社会づくりの推進に寄与できる仕組みの創設等に取り組む。

(2) 取り組みの効果・効率の向上と人材の育成について

法人の福祉事業から見える諸課題に対して、芸術文化事業や鑑賞等サポート事業を通して培った知識や技術を活かし、法人内施設・事業所へ研修や連携事業を通して還元していく。あわせて、法人の情報発信機能の充実に向けて協力をしていく。

3. 養護老人ホームきぬがさ

《きぬがさ基本方針》

1. 自己実現に向けた支援を提供します。
2. セーフティーネットを担う施設としての機能強化に取り組めます。
3. 地域に身近な存在となり地域貢献に取り組めます。

① ICF の理念(利用者視点に立った支援)

項 目	具体的な取り組み
ICF の推進	○グループ化の促進 ・ 少人数のグループ編成及び複数担当制へ移行することにより、利用者のニーズをより細やかにキャッチして、チームで支える体制づくりを行います。 ・ ショートステイ利用者の目的に合わせた評価と支援を多職種チームで行います。 ○健康 ・ 利用者の健康診断および受診サポートを行います。 ・ 食のプロジェクトチームによる家庭的な食事の取り組みを行います。 ○心身機能 ・ 利用者が安心して生活できるように定期的な相談支援を行います。 ・ 利用者相互の交流による孤独感の軽減につなげます。 ○身体構造 ・ 生活リハビリを通じて身体機能が維持できるように援助します。 ・ ポジショニング、排泄、入浴のプロジェクトチームを身体介護プロジェクトチームに集約して、日常的介護の提供を安定的に行います。 ○活動 ・ 利用者と一緒に行事や活動を企画します。 ・ ICT の活用により余暇支援や社会活動の幅を広げます。 ○参加 ・ 地域交流プロジェクトチームを立ち上げ、地域のイベントに参加し交流ができるように支援します。 ・ 措置権者と協働で利用者の地域移行を進めます(社会復帰)。

	○個人因子 ・入所前訪問やカンファレンスに各職種が参加し、課題を共有します。 ・多職種連携により、ひとり一人に合った個別支援計画の具体化とモニタリングを行います。 ○環境因子 ・地域資源を活用して利用者の個別ニーズに応えます。
美の追求	○環境整備プロジェクトチームの立ち上げ ・施設の環境「美」を利用者・職員協働で整えます。 ・園芸クラブの活動を地域ボランティアと協働で進めます。
さん付け運動 (人権意識活動)	・呼称をはじめとした人権尊重に関わる意識啓発活動を行います。(職員及び利用者) ・人権教育推進委員を中心に人権研修を年2回実施します。
サービスの充実	・利用者満足度調査の実施(2回/年) 6月・2月 ・嗜好調査の実施(2回/年) ・自己評価の実施(1回/年)

② 地域貢献事業の強化

項 目	具体的な取り組み
地域との協働	○五個荘地区との防災及び地域福祉活動の展開 ・五個荘地区で開催される定期的な地域会議へ参加します。 (ごかしょう安心サポート委員会、五個荘住民福祉会議 てんびん倶楽部、五個荘川並町防災連絡会議) ・てんびんの里みなみ子ども食堂を月1回(冬季休止)結神社で開催します。 ・出前講座等へ講師を派遣します。 ・災害時等の地域住民等の受け入れについて周知します。 ○地域の福祉拠点(AED、備蓄品等) ・所有する災害等対策物資の点検と活用の周知を行います。

③ 人材確保・人材育成(1番働きたい施設づくり)

項 目	具体的な取り組み
誰もが声を出しやすい 職場環境	○個人目標達成プログラムの実施(個別面談年2回以上) ○発信環境の整え ・種々のアンケートを実施します。 ・記録プロジェクトチームで情報共有と業務効率化を行います。 ・グループ担当者会議を実施し、全員が発言できる場を作ります。

研修の充実や参加及び資格取得しやすい環境	・新規・中途採用職員には法人育成プログラムへの参加を促します。 ・内部研修ライブラリーの更新と充実を進めます。 (接遇・ケアの基本・制度などの基礎知識、実技を交えた勉強会) ・認知症の人の尊厳を守るため資格を有さない介護職員は認知症介護基礎研修を受講します。 ・認知症介護実践者研修(1名以上) ・介護支援専門員、介護福祉士資格取得(1名以上) ・自己研鑽を支援します。 ・職場内実践発表会を開催します。
ノーリフティングケア 宣言の導入	○ノーリフティングケアへの意識強化 ・先輩職員による新規職員向けの導入を徹底します。 ・マニュアル動画(ライブラリの作成)を作成します。 ・介護ロボット等の機器の導入や活用を検討します。
看取り学(看取り士) の導入	・看取りプロジェクトチームを継続し、職員が、対象者を取り巻く環境を整え、自然で幸せな最期を迎えられるために、旅立つ利用者の「心」「魂」に寄り添える喜びを体験します。 ・利用者の人生をひもとき豊かな支援のヒントにします。 ・家族関係等の再構築を試みます。 ・看取りチームケアの実施件数を増やし、看取り加算を取得します。

④ グローで1番ICTが活用できる職場(施設)になるため

項 目	具体的な取り組み
ICTの活用 (介護現場革新)	○情報発信プロジェクトチームを立ち上げICTの活用を推進する ・企業ボランティア(プロボノ)を受け入れ、支援現場での有効活用を模索します。 ・対話型AIの開発者とコラボして、利用者の余暇支援のバリエーションを増やします。 ・生成AI等のツールを活用して、現場職員の確保、育成、離職予防、及び業務スケジュールやマニュアル管理、勤務調整等を効果的・効率的に進めます。 ・福祉施設でのICTの取り組みを発信して、施設サポーターや求職者を増やします。

⑤ 高齢3施設の共働

項 目	具体的な取り組み
災害時の連携	○3施設協働 BCP 計画に基づく具体的連携内容の構築 前年度、高齢3施設で検討した協力内容について実際に合同訓練を実施します。
災害時に備えた体制づくり	○平常時における事業所間の交流 平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共に、お互いの施設環境の理解や業務等を把握できる体制構築を行うことで、万が一の際に備えられる体制を整えます。
高齢施設における支援力の向上	○高齢3施設で研修を企画する。 特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談援助等を習得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。

⑥ 安定経営の継続

項 目		具体的な取り組み	
事 業		事業活動による収入額 (単位:千円)	利用者(稼働率) サービス提供時間
介護 保険	特定施設	172,483	・ 平均特定利用者数55名/日 ・ 平均要介護度3.4
老人 福祉	養 護	192,485	・ 月初人数55人 ・ 稼働率85%
	生活管理指導 短期宿泊	4,087	・ 利用日数750日
事業継続 (感染症および災害)		・ 緊急通報訓練・机上訓練・避難訓練等を継続的に実施する中で、職員の意識を高めます。 ・ 自家発電装置の導入を検討します。 ・ 感染対策委員会の定期開催と BCP 計画の見直しを継続します。	
契約入所の活用		・ 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取り組みの促進について」(令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により契約入所の情報発信を行い、受け入れを進めていきます。	
適正な職員配置		・ 職員配置が整い次第夜勤を2名体制にします。 ・ 現場の職員を交えて業務の洗い出しを行い、配置基準と適正な配置について情報交換する機会を設けます。	

4. 老人ホームながはま

《ながはま基本方針》 笑いと温もりのある生活の場を提供します。

養護老人ホームは基本的に、現在の環境(人的、住環境等)での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市町の措置によって入所されています。

食事サービスや機能訓練、その他の日常生活に必要なサービスを提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。

また、特定施設(一般型)は、要介護認定を受けた利用者と契約を結んだ上で、安心した生活が送れるよう介護サービスの提供を行います。

職員としてお互いを尊重し共に成長できるチームを目指し、利用者の現状把握を行い一人ひとりの心に寄り添える支援を進めることで、利用者にも職員にも「笑う」力を見出せる施設に向け取り組みます。

《とよしま基本方針》 笑いと温もりのあるひとときを提供します。

利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していけるように、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行います。

在宅生活を営まれていることで事業所における最新の感染予防策に万全を期しながら、利用者の生活環境の向上とより良いサービスの提供に努め、利用者の「笑い」を見出しながら、在宅生活が継続できるよう支援に取り組みます。

1. 利用者の夢の実現に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
利用者参加型のサービス計画の実現	ながはま ・利用者のニーズ調査を行い、ニーズの達成に向けた計画の立案と支援を進め、利用者満足度の向上を図ります。 ・利用者と共に、行事等の企画や準備、利用者の積極的な活動意欲の向上を図ります。 ・利用者とともに施設周辺の美化活動を行います。 ・本人の人生を紐解き、終末期にどのように過ごすかを一緒に考えケアが図れるよう支援します。 ・利用者の身体状況に応じた食事提供を行うと共に、「美味しい」と喜ばれる食事提供を進めます。

	とよしま ・個々の利用者の嗜好を取り入れたレクリエーションを実施するとともに、季節の行事や日中活動を計画することで楽しく1日を過ごしていただけるよう進めます。 ・社会資源を活用した屋外行事等を通して、利用者の社会参加への機会を設け、在宅生活を継続していただけるよう取り組みます。 ・送迎時の安全管理を徹底し、無事故無違反は勿論のこと、利用者に安心を持って頂けるよう、ゆとりを持った車両運転を行います。
職員の熱意と能力の向上に向けた取り組み (ながはま・とよしま)	・職員のモチベーションアップを図るため、職員の成功体験を基にして、取り組んだ内容の事例発表会を開催します。 ・職員が個々に目標設定を行い、これを基にヒアリングを実施し、達成に向けた支援を行います。 ・職員一人一人の気づきを大切にし、その気づきが反映できるよう検討会や業務改善委員会を開催し、情報の共有の徹底を行います。 ・ヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有し、原因等の究明と対策についての考察を継続していきます。 ・ICT 機器の活用により、職員間の情報共有を綿密に行い、効率化を図るとともに、合理的に業務のスリム化を図るため、更なる機器の導入検討を行います。 ・4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動を推進し、3M(ムリ、ムダ、ムラ)の削減と施設内外の美化を図り、時間外労働等の削減、施設利用者および職員等の事故防止に努め、安全と健康に配慮した環境づくりを目指します。 ・職員の就業意欲や能力が発揮できるよう、年次有給休暇をさらに促進させ、働きやすい環境の実現を図ります。
地域での生活が (継続)出来る 取り組み	ながはま ・利用者個々の機能(残存)を適切に見極め、機能が発揮できる計画立案を行い、ケアを進めます。 ・利用者本人の意向を確認した上で、措置権者と協働による地域移行を進めることの検討を行います。 ・地域生活を視野に入れ、施設内のサービス利用に限らず、地域の社会資源を活用しながら生活を営める支援を進めます。

	とよしま ・日常生活機能の維持、低下予防のため、「できる事は自身で行う」ことで、身体機能の維持に努めます。 ・ケアマネや他事業所ならびに各関係機関との連携を行い、在宅生活を進めます。
--	---

2. 地域との共生社会に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
社会貢献事業の Re-Start	・仕事にきゅんせ 新型コロナウイルスの蔓延以降感染対策を講じていたこと、ならびに職員の配置上対応困難な状態であり、再開に向けた検討も中止状態であったが、再開(または中止)に向けて企業や関係機関と調整・検討を進めます。 ・ながはま子ども食堂 継続的に地域ぐるみで子どもを育てる垣根のない居場所として、子供を含めた地域住民やボランティアと一緒に夕食づくりを行い、食べたり遊んだり等で、子どもが安心して過ごすことができる場所を提供します。 ・自立準備ホーム 緊急的住居確保、自立支援対策において自立準備ホームを設置し、定着支援センターと情報を共有しながら要望があった時はスムーズに受け入れる体制をとります。
困難生活課題を抱える高齢者への 契約入所支援	・「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取り組みの促進について」により、施設の利用状況に応じ契約入所が可能な時は、各市町や関係機関等に契約入所対応の説明を行うことや、特別養護老人ホームへの入所待ちである方が入所できるまでの間、ご本人やその家族に安心安全を得ていただくため、利用対応について説明し、利用を進めます。

3. 高齢3施設の共働を目指します

項目	取り組み内容
災害時の連携	・個々の施設での災害時等マニュアルを相互に共有し、万一の被災時に物品や人員等の供給連携が図れるよう検討を行います。

災害時に備えた体制づくり	・ 平常時から各施設相互による施設見学や研修会等へ参加し、個々の施設環境を少しでも把握できるように進めます。 ・ 年に1回程度、万一の災害に備え、物品などの供給方法や人員援助のシミュレーションを用いた訓練を行います。
高齢者施設における支援力の向上	・ 高齢施設職員としての技術や知識の向上と、その施設を知ることも含め各施設の研修計画を共有し、参加できるようであれば参加を進めます。

4. 安定した施設運営を行います

項目	取り組み内容										
数値目標	・ 稼働率の設定(入所70名定員・通所 15 名定員) <table border="1"> <tr> <td>入所(入院者含)</td><td>90.0%</td></tr> <tr> <td>入所(入院者除く)</td><td>88.0%</td></tr> <tr> <td>通所</td><td>73.0%</td></tr> <tr> <td>特定契約者数</td><td>36人</td></tr> </table> ・ 電気・水道・ガス使用量の削減 <table border="1"> <tr> <td>削減率(前年比)</td><td>▲1.0%</td></tr> </table> ・ 福祉用具レンタルの再検討 利用者の身体能力に応じた機器の選定を随時行い、無駄のない福祉用具レンタルを進め、支出の削減に努めます。 ・ 利用者の状態を適宜確認し、状態に応じた要介護区分変更や新規申請を図り、必要な支援を特定施設サービス利用で進めていきます。	入所(入院者含)	90.0%	入所(入院者除く)	88.0%	通所	73.0%	特定契約者数	36人	削減率(前年比)	▲1.0%
入所(入院者含)	90.0%										
入所(入院者除く)	88.0%										
通所	73.0%										
特定契約者数	36人										
削減率(前年比)	▲1.0%										
人材確保	・ 正規職員に限らず地域限定職員や短時間雇用職員の確保に向け、関係機関や地域住民等に啓発を進め、雇用促進を図ります。										
専門性の高いケアの実現	・ キャリア形成に繋がる外部研修や WEB 等の研修を利用し、一職員1研修受講を進めるとともに、復命研修を行います。 ・ 職員のニーズに合った自主勉強会を支援します。 ・ 職員の取り組み意欲向上のため、職場内実践発表会を開催します。 ・ 看取りケアを進めるにあたり、最後を迎えられる利用者の対応が円滑に図れるよう、各研修受講を進めるとともに、都度のカンファレンスを開催しその人らしい最期のケアが進められるよう対応を行います。										

法令遵守	・制度の理解 日々の業務について根拠を正しく理解し、その中にこそ革新性があることを心に留め思考し議論し実践します。 ・必須研修(訓練) <table border="1" data-bbox="549 483 1332 645"> <tr> <td>・身体拘束等の適正化</td><td>・高齢者虐待防止</td></tr> <tr> <td>・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止</td><td>・事故発生防止</td></tr> <tr> <td></td><td>・事業継続に向けた訓練</td></tr> </table> ・必須委員会 <table border="1" data-bbox="549 692 1332 842"> <tr> <td>・身体拘束適正化検討委員会</td><td>・虐待防止検討委員会</td></tr> <tr> <td>・感染症予防対策委員会</td><td>・事故発生防止委員会</td></tr> <tr> <td>・第三者委員会</td><td>・安全衛生委員会</td></tr> </table>	・身体拘束等の適正化	・高齢者虐待防止	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	・事故発生防止		・事業継続に向けた訓練	・身体拘束適正化検討委員会	・虐待防止検討委員会	・感染症予防対策委員会	・事故発生防止委員会	・第三者委員会	・安全衛生委員会
・身体拘束等の適正化	・高齢者虐待防止												
・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	・事故発生防止												
	・事業継続に向けた訓練												
・身体拘束適正化検討委員会	・虐待防止検討委員会												
・感染症予防対策委員会	・事故発生防止委員会												
・第三者委員会	・安全衛生委員会												
災害時における事業継続	・地震風水害等対応マニュアルの見直しを行うとともに、職員へのマニュアル内容の説明を行うとともに、防災意識の向上ならびに利用者はもちろん職員の安全確保も考慮した、万々に備えた訓練を行います。 ・事業運営の安定的・継続的に提供される体制を整えるため、BCP 計画(事業継続計画)の点検・更新を行います。 ・被災後は本計画が無駄になるようなことがないよう、見直しを適宜行うとともに、計画内容を職員が把握できるよう説明を行うとともに、計画に基づいた訓練を行います。 ・災害発生前より、それぞれの災害に応じ予想される被害を想定し環境整備や備品などの準備を行います。												
職員の負担軽減に伴う機器等の導入	・ICT 機器を活用し、業務効率化を図るため、ICT 活用マニュアルの作成を行います。 ・インカムを利用することにより、職員間での情報共有を滞りなく図ることで、職員間の連携強化促進を行うとともに、利用者支援への即座の対応を進め、併せて職員の無駄な導線の軽減に努めます。 ・眠りスキャンの導入に伴い、看取り期に入った利用者の状況確認を行うにあたり、職員の業務軽減を図ります。 ・現状導入機器の効果の洗い出しを行い、更なる活用に向けての機器の選定を行うとともに、積極的な導入を進めます。												

5. ユニット化(利用者 2 分割)の検討を行います

項目	取り組み内容
ニーズに応じたケアの推進を検討	・ 定員の減員による環境の見直しを進め、2ユニット(自立利用者・要支援利用者)での利用者対応を行なうことで、均一なサービス提供がスムーズに行える体制を構築します。
職員配置の検討	・ ユニットごとの利用者対応を図る上で、配置する職員の検討を進め、配置設定を行います。
支援業務の改善検討	・ 利用者のニーズを個々に抽出し、ユニットごとでのケアの方向を検討し、業務のマニュアル作成を行います。

5. 特別養護老人ホームふくら

【ふくら基本方針】(5事業共通)

1. 利用者に快く、質の高いサービスを提供します。
2. 人材育成に力を注ぎ、専門性の向上を目指します。
3. 利用者の安全と人権を守ります。
4. 地域に根づいた、より身近な施設として貢献します。

① 入居時から看取りまで尊厳を大事にした「豊かなふくらケア」の実現

項目	具体的取り組み
「利用者主体」を根幹としたケアの提供	○ACP(人生会議)を根拠としたケアを実践します。 ・ケアマネジャー(以下、「ケアマネ」とする)を中心に、本人に人生の最終段階の意向を聴き取り、多職種を含めたチームで共有します。 ・基本ケア委員会を中心として、ケアにおける意思確認の定着を図ります。 ・権利擁護の視点を持った支援(接遇)について、他者評価の結果を受け研修会を実施します。 ○本人の意向に沿った日々の暮らしを継続します。 ・日々の記録から、本人らしさ、本人の意向を読み取り支援に繋がります。 ・本人の状態に応じてケアの見直しを行い、安楽に過ごしてもらいます。
ふくらケアの6つのはしらの浸透と定着	◎ ふくらケアの6つの柱 はしら 1 【意向を聞き、おもてなしの心とするケアが支援となる】 …基本ケアを土台とし相手に寄り添う はしら 2 【人生のリュックをひもとく】 …本人・その人を良く知る人に聞いた情報(寄り添いシート)から豊かな暮らしにつなげる はしら 3 【本人が喜ばれるキーワードに沿ったケア】 …その人らしさを最期まで大切に はしら 4 【チームや多職種で支え合う】 …専門職が協力し合い支援する はしら 5 【医療は暮らしの道具】 …暮らしを継続するために医療を使う はしら 6 【振り返りを次の支援に活かす】 …その人を偲び気持ちを整理し次のケアに向き合う ・「はしら1」から「はしら6」までの理解と実践を目的とした学習会を中堅職員が中心となり行います。 ・日々のケアの中で基本ケア委員会中心に意識づけを行う。 ・振り返りシートを更新しながら活用し、できたことは継続、できなかったことは分析し次のケアに活かせるようにします。

サービスの質を向上するための取り組み	○ケアを振り返り、豊かな暮らしの継続を図ります。 ・自己評価 3.8/5.0 ・グループ評価 3.8/5.0 ・チーム(多職種)評価 3.8/5.0 ・看取り後の家族アンケートの実施 90/100(%) ・利用者、ご家族満足度アンケートの実施 4.2/5.0 ・嗜好調査の実施 4.2/5.0 ○全介護職員が緊急時に対応できるように取り組みます ・医務室を中心として、マニュアルに沿って緊急時の対応訓練を実施します。 ○リスクマネジメント委員会を中心に事故防止に取り組みます。 ・フローチャート(事故レベル)を用いて家族の意向に沿った報告が出来るように取り組みます。 ○権利擁護の意識を高めます。 ・毎月1日に「気づきday」を設けます。 ・気づき報告書をグループ内で意見交換し深めながら実践に繋がります。 ○地域および家族との交流の機会を柔軟に対応します。 ○グループ毎に毎月の目標を設定・実践し評価します。 3.5/5.0
--------------------	---

②人材育成・人材確保

項目	具体的取り組み
認知症ケアの質の向上	○認知症の専門研修を受講し、ひとり一人のスキルアップを図ります。 ・認知症介護基礎研修 全対象職員受講 eラーニング含む ・認知症介護実践者研修 2名(令和6年度末20名受講済) ・認知症介護実践リーダー研修 1名(令和6年度末8名受講済) ・認知症介護実践リーダーフォローアップ研修 1名(令和6年度末2名受講済) ・認知症介護事例発表 1回
支援員の経験年数別到達目標の明確化	○ふくらキャリアアップシステムに基づき、経験年数ごとの研修を行い、自身の到達点を明確にすることで、求められるスキルを身につけられるようにします。 ・地域限定職員研修の実施 1回 ・新人職員研修の実施 1回 ・2～4年目職員研修の実施 1回 ・リーダー研修の実施 1回 ・リーダー・サブリーダー合同研修 2回 ・教える側の職員の育成のための研修会(介護技術) 1回

	○コーチング、ティーチング技術の向上を図ります。 ・ 外部研修、Web 研修を受講します。
介護技術の向上と 専門資格の 取得推進	○利用者にも職員にも安全・安心な介護を提供します。 ・ 正規・非正規生活支援員対象に介護技術研修の実施 1 回 ○専門資格取得を推奨します。 ・ 介護福祉士 3名 ・ 介護支援専門員 2名 ・ 介護福祉士受験講座の開催(11 月～1月) ・ 喀痰吸引指導看護師 1名
外国人雇用の 導入検討、雇用	○法人と相談・協力しながら雇用できるよう取り組みます。 ・ 受入れができるように指導者研修会の受講 ・ 外国人向け養成学校と連携を図り情報収集に努めながら雇用に繋げる。
働きやすさと 働きがい	○各事業所の職場環境改善委員会の活動を通して働きやすい職場を目指します。 ・ 毎月の安全衛生委員会や職員目線でのヒヤリハットから、職員の声を反映し安全な職場環境を整備します。 ・ 職場環境改善委員会でアンケートを実施し、課題・問題点を抽出後、改善に向けて取り組みます。(強化目標:職員の健康管理についての取組をします。) ・ リフレッシュ活動を開催します。 ・ 新築に向けてのICTなど先進機器の調査・検討。

③地域貢献事業

項目	具体的取り組み
出前講座 「ふくら広場」 の開催	・ 内容はニーズに応じて柔軟に対応します 3 回 フレイル予防、介護保険制度、認知症、看取りケアの実践紹介、人生会議(ACP)等について行います。 ・ 長浜市の学校教育への講師派遣 4 回
福祉避難所としての 役割を果たす	・ 長浜市一次福祉避難所連絡会議へ参加します。 ・ 長浜市福祉避難所設置・運営マニュアルを周知します。 ・ BCPに順じた訓練の実施 年1回以上
地域の セーフティネット 機能の強化	・ 市町からの措置を柔軟に受け入れます。 ・ 緊急ショートを柔軟に受け入れます。 ・ 地域包括支援センターと連携し、地域の福祉ニーズを把握し困難ケースに対応します。(居宅)

④事業の安定経営

項目	事業活動による収入額(単位:千円)	利用率(稼働率)
入 所	363,550	97.2%
短 期	30,334	112.5%
入所+短期	393,884	98.3%
通 所(介護)	45,308	70.0%
通 所(予防)	242	3.0%
居 宅(介護)	12,937	97.0%
居 宅(予防)	641	87.5%
さくら番場	33,287	72.0%
合 計	486,299	

項目	具体的取り組み(いつ・どれだけ・どのように)
入 所	・退居から入居までを7日以内にします。 ・入所検討会に向け事前に上位者の所在確認を行い、決定後速やかに入所できるようにします。 ・措置入所を柔軟に受け入れます。
短 期	・平均登録者数35名以上を目標にします。 ・入院を含む空床を速やかに稼働できるよう、ケアマネへのアプローチを積極的に行い、希望日数、頻度などを利用者毎に把握しておきます。 ・緊急ショートを柔軟に受け入れます。
入所+短期	・入居と短期入所で86床の稼働を調整します。 ・入所の空床は、静養室も含め柔軟に稼働します。
通 所 (介護・予防)	・在宅の介護負担軽減を図り、在宅生活を継続してもらい予定通り利用していただけるよう対応します。 ・平均登録者数40名以上、毎日の要介護利用者14名以上を目標にします。 ・ふくらデイの特徴と空き情報を含んだ広報誌を毎月発行しケアマネへ積極的にアプローチします。 ・介護度の高い方(重度者、認知症中等度以上)の利用増に伴い、入浴、食事、排泄、認知症ケアの充実を図るため研修を行い質の高いケアを目指します。
居 宅 (介護・予防)	・情報機器の導入、事務員の配置に伴い定員が99名となったことで、地域包括支援センター、病院の地域連携室との連携を深め、新規契約者の獲得に繋がります。 ・ケアマネを3人体制にし、特定事業所加算を算定します。 ・新規契約者数の獲得を進め、ふくら各サービスへつなげていきます。

さくら番場	・平均登録者数20名を目標とし、利用日数増、長期利用で安定収入に繋がります。 ・パンフレットの活用、活動の様子と空き情報を含んだお便り「サクラ咲く」を毎月発行し、ケアマネへ積極的にアプローチします。 ・利用者が安心して過ごしてもらえるように、認知症ケアの向上に努めます。 ・ボランティアの受け入れ、自治会や地元小学校との交流を通して地域ニーズの収集に努め貢献します。 ・家族フォローを積極的に行い、在宅生活の継続の一役を担います。
感染症ゼロ	・定期的に研修を行い「1ケア1消毒」を含む標準予防策を徹底し、発生を防止する意識を高めます。 ・発生時には初期対応を適切に行い蔓延(クラスター)防止に努めます。 ・一層外部からの持ち込みを抑える対応をします。(水際対応)
新規加算の算定	・介護報酬改正に伴い、算定できる加算を積極的に算定します。 ・安全対策体制加算取得に向けた研修の受講 1名

⑤高齢3施設の共働

項目	具体的取り組み
災害時の連携	・3施設協働BCP計画に基づく具体的連携内容の構築 - 各施設で作成したBCP計画を基に、物品や人員等含んだ協力しあえる具体的内容を検討し実施します。
災害時に備えた体制作り	・平常時における事業所間の交流 - 平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共にお互いの施設環境の理解や業務の把握が少しでも出来る体制を構築することで、万一の際に備える体制を整えます。
高齢施設における支援力の向上	・高齢3施設で研修を企画する。 - 特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談技術等を習得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。

⑥ふくらの新築整備

- ・コンセプトに基づき、法人事務局と協力して、新築検討委員会で進めていきます。
- ・昨今の介護人材不足も視野に入れ、入所の定員および通所の地域密着型への変更を含めた事業の見直しを行い新築施設に繋げる。
- ・利用者のサービス向上および職員の負担軽減のための介護機器の積極的な導入に向け、先進施設などから情報収集し新築施設に繋げる。
- ・竣工に向け具体的なタイムスケジュールを整理します。
- ・設計事務所と協力しながら、基本設計の完成を目指します。

6. ひのたに園

0. 事業計画作成の背景(課題意識)

- ひのたに園が開設してから、54年が経過しました。救護施設は障害の有無や高齢か否かなどにより対象者を限定しないため、社会資源等の変化から、支援内容も大きく変化しています。具体的には、「介護支援」から「コミュニケーション支援」、「施設内での支援」から「地域をフィールドとした支援」へと変化するニーズへ対応するために、園内外での支援内容や職員の働き方、研修の在り方についてさらなる工夫が求められています。
- 既に世帯形態で1位となっている単身世帯の数が今後も急速に増えてくることが予測されています。特に今後30年で急増する見込みの高齢単身世帯に対し、日野町内での参加支援事業や広域を対象とした居住支援の機能をさらに充実していきます。
- 「キッチンつどえば」や参加支援事業者としての取り組みから不登校の子ども等への支援には、世帯全体の課題への対応が必要だと言うことを実感しています。これまで培ったノウハウや施設の機能を活かし日野町の地域生活支援へ活かしていきます。
- 利用者の希望する暮らしを叶える観点から、多様な住まい方と多様な支え方を試行するとともに持続可能な経営も意識します。

1. 利用者の状態像の変化に応じた支援

・就労支援の実施

就労支援機能の強化に向けて、ハローワークなどの外部機関と連携を意識するとともに、就労訓練先の開拓や就労定着支援を実践します。

- 就労アセスメントをおこない自己認知能力を高め、本人に合った就労の方法を一緒に確認します。
- 業務委託を受けている企業(農業、福祉施設等)への就労をすすめます。
★目標: 就労者数 5名
新規受託先企業数 2社(団体)

・日中活動支援の実施

- 状態像に合わせた5つの日中活動グループに加えて、利用者の興味や関心に沿った活動を提供するとともに、新たに機能訓練を目的とした、作業療法や理学療法も定期的に提供できる体制を目指します。
★目標: 理学療法 24回(むれやま荘と連携)
作業療法 12回(フリーの作業療法士へ依頼)
- ひのたに園で実施する上記活動へ、地域に居住する生きづらさを抱えた者などの参加を促していきます。
★目標: 3名
- 「ひのたに太鼓青龍」が5周年を迎えるにあたって、わたむきホール虹を会場に啓発イベントを開催します。

- 「あぐりひのたに」では、参加者のモチベーションを保つため、年間を通して活動が維持できるように栽培する作物を工夫します。また、収穫した作物の販売にも取り組みます。

★目標：1年間切れ目ない活動ができる

月2回販売の機会を設ける

- 「アトリエ・セラミカ」では、陶芸活動を通して、利用者それぞれが表現できる「場」を設けます。

★目標：月2回の活動機会の提供

年1回程度 参加者へ展覧会等の鑑賞機会の提供

年1回程度 野焼きの機会を設ける

・地域移行・施設移行プログラムの実践とケースカンファレンスの開催

- ケースカンファレンスの実施と個別支援計画の作成及び福祉事務所との共有を行います。入所後 1 か月を目安とした新規のケースカンファレンス及び急な状態の変化により援助方針に変更が生じる場合に開催します。

- 作成した個別支援計画は、オンライン面談や実態調査時に福祉事務所へ共有し、地域移行や施設移行を進めていきます。

★目標：新規入所者に対するカンファレンス開催率 90%

(10%は、利用期間が1か月未満と見込まれるため)

現入居者へのカンファレンス開催回数 6回

オンライン面談及び実態調査時の共有 90%

・「あれ？を形に委員会」の定期的な開催と、ルールや設備の見直し

- 管理者、権利擁護委員、リスクマネジメント委員、新任・着任職員等が参画する標記委員会を定期的に開催し、利用者の状態像に合った環境や支援の提供へ向け検討を行います。

★目標：開催回数:6回

・満足度調査、嗜好調査の実施(年2回 9月、2月)

- 満足度調査及び嗜好調査を実施します。調査の結果の公開を行うとともに「あれ？を形に委員会」による検討に活かします。

★目標：9月の満足度調査と比して、2月の満足度が上がっている

2. 「つどえば」を拠点とした地域交流促進

つどえばを拠点に、以下の取り組みを通して地域との交流を促進します。

- 内職作業について、ひのたに園の利用者及び居宅生活訓練事業の利用者に加えて、日野町重層的支援体制整備事業の参加支援事業の対象者や、保護施設通所事業の対象者も参加できる活動として実施します。

★目標：地域に居住する参加者数 2名

- アトリエ・セラミカでは、SNS で開催を周知し、地域の方の参加も呼びかけます。また、毎週火曜日にギャラリーショップにて作品の展示・販売をするとともに日野町図書館などに展示をする機会を設け、地域の方々へ活動を周知する。

★目標：地域に居住する参加者 2名

- キッチンつどえば(子ども食堂)では、月1回キッチンつどえばを実施。食事後の時間を利用したカフェタイムや催し(例えば、読み聞かせ、音楽会、将棋大会、セラミカ、テーマ献立の回、等々)企画、フリー(キッズ)スペースの整えにより、参加者同士の交流活性を図ります。

★目標：地域に居住する参加者 のべ500名

- 「ギャラリー&ショップつちとともに」では、利用者が制作した作品や野菜などを販売します。また、利用者に店員の役割を担ってもらい、就労体験の場とします。さらに、DIYにより、作品棚の制作や床の段差を解消することにチャレンジします。

★目標：展示や販売を通してつどえばの認知度を向上させる

月2回程度販売機会を確保する

- 重層的支援体制整備事業の参加支援事業の受託

日野町から重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4第2項)の参加支援事業(第2号)を受託し、事業を実施します。具体的には、社会とのつながりを回復するため、既存の制度では対応できない狭間のニーズについて、当園が有する機能やノウハウを活用し、就労支援や見守り等居住支援などを提供する。

★目標：ケースワークを通して、日野町内の支援者間ネットワークを深化させる。

3. 住宅確保要配慮者等への地域生活支援

- ひのたに園の元利用者及び居住支援利用者を対象に定期的な連絡や訪問を通して、生活・健康状況、課題等を確認します。また、必要に応じて滋賀県居住支援協議会に参画する他居住支援法人や他法サービスの活用など積極的に個々の支援ネットワークを構築し、地域移行後、転居後のドロップアウトを防ぎます。

- 依頼の増えている地域の単身高齢者の転居時に一時的にながはまやきぬがさ等の養護老人ホームの活用を促し、その成果を滋賀県居住支援協議会にも共有します。

★目標：一時的に安心して過ごす住居の選択肢の一つとして養護老人ホームがあることを関係者が認知する。

- 居住支援利用者が、移行する住居の選択肢を増やすことを目的に賃貸保証会社との業務協定を結びます。

★目標：居住支援利用者の希望に沿った住居を確保する。

- 他法サービス事業者との連携強化に向けて、当法人の事業・活動内容等を共有する機会として要望があれば研修会への参加、主催を行います。

・保護施設通所事業の拡充(定員2名から10名へ増員)

- ひのたに園から地域へ移行された利用者へ、ひのたに園内外の活動に参加していただくことで、生きがいや役割のある地域生活を提供します。また、既存の制度で居宅生活支援が提供できない退所者等への訪問支援を行います。

★目標：地域移行後の暮らしが充実したと感じる通所利用者、訪問対象者が70%以上

4. 職員の育成

- コミュニケーションスキルの向上を目的とした研修実施
サポーターズカレッジや、法人研修の動画などを活用し、職員個々の相談スキルやコミュニケーションスキルの向上を目指します。
★目標： コミュニケーションスキルが向上したと実感する職員が70%以上
- 個別目標達成支援プログラムの活用
個別目標達成支援プログラムを活用し、職員個々が掲げる目標の達成に向けた支援を1年通して行います。
★目標：
個別目標達成プログラムの自己評価値の平均が3.0以上(1から4の4段階)
人事異動希望調書の「満足」項目の平均が2以上(1が満足、5が不満の5段階)
- ひのたにフォーラムの開催
3月に正規職員等を対象に、自身が担当する事業の実践報告(実践研究)の発表、もしくは利用者との関係をテーマとした作文の発表を行う。
★目標： 正規職員全員が発表を行う。
- ICT を実践に活かす職員の育成
ChatGPT や見守り機器など ICT を活用した業務の効率化について、現場での試行を通して、実践で活かすことのできる職員を育成します。
★目標： 普段の業務に ICT の技術を活用した実感を得た職員が60%以上

5. 適正な収益の獲得

- 生活困窮や生きづらさを抱えた方々のセーフティーネットとして、対象者のニーズに沿った事業を展開すると同時に、事業の持続可能性を損なわないよう、経営を意識し続けます。
★目標：

・稼働率	:100%(入院者を除く 97%) ※定員80 人
・保護施設通所事業	:定員2名から10名に増員 通所事業に加え、訪問指導も実施
・居宅生活訓練事業	:定員5名から6名に増員
・事業活動資金収支差額	:23, 000, 000円

7. 滋賀県立むれやま荘

事業計画作成の背景(課題意識)施設の位置づけ

- 滋賀県から指定管理者(2024～2028 年度の5年間)として指定を受け、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化に努めます。
- 人が生きること全体の姿を生活機能と捉え、本人の残された能力の増大を図り(ICF の理念)、医学的・社会的・職業的リハビリテーションを基本に、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

1. むれやま荘の役割と機能を周知する機会と共通認識の場の確保

職員が、利用者・家族・地域の思いへの寄り添い・求めていることや状況の把握をするための交流の場やむれやま荘の役割と機能、地域生活移行支援について知る機会を増やします。

- ・施設機能説明会を開催します。
- ・回復期リハビリ病院との情報交換の機会を設け、連携を強化します。
- ・第二号被保険者のケースを扱われる居宅介護支援事業所等との連携を強化します。
- ・むれやま荘を退所された失語症の方を主たる対象に、失語症 café を開催し地域生活の定着に資する取り組みを行います。
- ・家族間の交流とご家族のメンタルサポートを目的に、家族交流会を開催します。

<目標値>

利用者向け	3回
家族向け	3回
地域向け	3回

2. 利用者の社会生活スキルの獲得が可能となる評価とプログラム内容の開発

全体カリキュラムに、利用者の生活上の課題から導き出された内容のグループワーク(利用者の主体的活動)・SST(ソーシャルスキルトレーニング)・ピア活動・社会活動・地域交流事業を段階的に取り入れていきます。

- ・個別のニーズ把握に努め、そのニーズを社会生活力を高めるためのプログラムとして実施し、効果的な支援の実施に努めます。
- ・復職、再就職を目指しておられる方に対し、職場環境の調整(就労場面のケアアドバイス)と、在宅での生活を目指される方の生活環境の調整(生活場面のケアアドバイス)に専門職が介入し、社会参加と自己実現、経済的自立を目指した支援を行います。
- ・新しい訓練(リハビリ)メニューを積極的に取り入れます。
- ・ICT や生成 AI を訓練(リハビリ)に取り入れ、代償手段の獲得や新しい訓練メニューへの活用を検討を進めます。

<目標値> 10点以上の向上

3. 多職種で構成される職員間のコミュニケーション促進

職種ごとの業務と役割の理解を進める情報交換と、支援会議のあり方を改善します

- ・議題の事前共有
- ・全職員発言制
- ・小グループ会議
- ・オンライン会議の活用

<目標値> 職員アンケートによる相互コミュニケーション評価 平均点 3.5点以上

4. 個別支援及びグループワーク支援を含めた生活支援の複雑で多様な業務遂行のサポート

ICT を活用して、基礎知識や役立つ情報を各部署から相互に発信し、非集合型のリアルタイムな学習スタイルを促進すると同時に業務の見える化を図ります。

- ・短時間の積み重ねによるミニ学習会で隙間時間を活用したスタイルの職員育成に努めます。
- ・短時間の動画視聴スタイルで職員研修を実施します。
- ・集合型研修とオンデマンド配信スタイルにより全職員が受講できる工夫を進めます。
- ・新人教育のマニュアルを整備します。
- ・ICT や生成 AI を活用し複雑で多様化する業務の省力化を進めます。

<目標値> 職員のヒアリングによる ICT 活用評価 70%

5. 適正な収益の獲得

前年度の利用推移を考慮しつつ、ご本人・家族や地域支援者の利用ニーズの傾向を即座にキャッチし、居室環境との調整を図りながら最大のパフォーマンスを発揮していきます。

項目	(定員)	事業活動による収入額(単位:千円)	利用率(稼働率)
入所支援	(40名)	154,580	65.0%
機能訓練	(28名)	32,568	50.0%
生活訓練	(16名)	28,621	80.0%
就労移行支援	(10名)	3,711	20.0%
生活介護	(6名)	13,922	70.0%
短期入所	(空床利用)	1,770	240人
合計		235,172	

6. 設備環境の改善

- ・老朽施設の生活環境等の改善の実現に向けて、県主管課との協議を進めます。
- ・利用者との対話による生活環境の改善に努めます。

<目標値> 各2項目以上

8. 滋賀県立信楽学園

基本方針

- 児童が安全・安心に生活し活動できる環境を提供し、職員(大人)との関係を築いていくことをめざす。(支援の基盤づくり)
- 信楽学園の持つ機能と役割を周知する活動「知らせる活動」をより一層強化していく。(利用者獲得に向けて)
- 前年度に引き続き、近年の児童の状況にあった活動内容を検討し、職業支援と生活支援の充実を図り、成人として必要な力を身につけていくことをめざす。(多様な学習機会の提供)
- 「命の尊さ」を学ぶ機会をつくり、「性」について知り考える機会を持つことで、卒園後の人との交際や家庭生活を安全に楽しくそして周囲の人と協調し尊重し合えるよう、その基盤づくりを行っていく。(社会人として必要な知識の習得)

1. 職業支援活動と生活支援活動の充実を図る

主として知的障害や発達障害のある児童およびその傾向にある児童に合わせた活動内容の变革と充実を図っていく。また、アタッチメント形成が十分に築くことができず、生きづらさを抱える児童の支援についても、引き続き職員の資質向上も含めながら行っていく。

- 日中活動内容について、「窯業」だけでなく、「パソコン」「Social・Learning(S・L)」「文化芸術プログラム」「スポーツ」などを実施してきたが、職業支援や社会生活力向上にむけた活動内容をより一層充実していく。
- ジョブコーチの配置を活かし、職場体験実習先の拡充と実習体験の充実をめざす。
- 新たに開発した「強み発見シート」の活用を行い、児童自己理解を深めながら活動できる機会を増やし、自己肯定感が高められる活動を保証していく。ICTを導入し、視覚的な支援の充実も行い、児童との相談や面談について、児童が理解しやすい情報提供を工夫していく。
- 「Social・Learning(S・L)」活動を通じて、学園退所後の社会生活に必要な社会的スキルが身につくように、座学や実地体験活動を行っていく。
- 「社会体験プロジェクト」活動を通じて、学園入所までの社会生活において、経験できていない事や体験を行い、卒園後の18歳(成人)としての自覚と経験を補っていく。
- 法人事務局地域共生部が令和6年度より実施する「障害児・者等の文化芸術による共生社会づくり研究事業」と連携し、「文化・芸術活動プログラム」を実施して、児童の自己肯定感、自己効力感等を高め、児童の自己表現する力を伸ばしていくことをめざす。「スポーツ活動」も含めた文化活動を通じて、楽しく継続して取り組む経験をして感性豊かに育つこと、心身が安定して過ごしていくことができる情緒と体力を養い、卒園後の自分の余暇を考える機会を提供していく。
- 「命の尊さ」を学ぶ機会をつくり、「性」について知り考える機会を持つことで、卒園後の人との交際や家庭生活を安全に楽しくそして周囲の人と協調し尊重し合えるよう、その基盤づくりを行っていく。

2. 信楽学園の機能と役割を伝えていく活動

<知らせる活動>

中学校特別支援学級の担任教諭、養護学校(中学部)進路担当の教諭、市町子育て支援課などに信楽学園の機能と役割を知らせ、保護者や児童に情報提供してもらう機会をつくっていき、利用児童数の増加を目指す。

- 広報活動の機会を増やすとともに、「知らせる活動」を関係機関に行いながら、県下の児童が信楽学園を利用することで、社会生活力を身につけて社会の一員として楽しく生活できることを知ってもらえる活動を展開していく。
- 児童及び保護者の体験入園を随時行う。
- 利用相談の機会を増やしていく(体験入園説明会・リモートで相談など)。

3. 地域移行支援およびアフターフォロー支援の充実を図る

卒園後、地域で生活していく支援について(地域移行支援)、移行支援計画書を作成し、本人の意向を確認しながら就労や日中活動、あるいは生活拠点などについて支援を行う。また卒園後の社会生活(就労や日常生活等)において、地域で安定して過ごすことができるように、関係機関と連携しフォローアップ体制を構築していく。

- 成人期に向けた活動を行い、卒園後の地域社会生活への移行支援について強化を図っていく。
- 入園前のケース会議を経て、入園期間中から定期的に関係機関と連絡調整を行っていく。必要に応じて、相談や助言をもらいながら、保護者や関係機関とともに児童の意向に沿って支援していく。
- 卒園前の「地域移行ケース会議」において、各地域の関係機関との連携をはかり、卒園後の支援体制について決定していく。

4. 職業支援活動・生活支援活動・地域移行支援活動等にかかる職員の資質向上を図る

職業支援活動・生活支援活動・地域移行支援活動等について、より専門性を高めるための取り組みを進めていく。

- 内部研修と外部研修の充実
 - ・内部研修については、月1回の職員研修を活用し、外部講師を招いたりしながら、必要な知識と技量が構築できるように実施していく。
 - ・外部研修については、推薦できる他機関による研修の紹介を行い、職員が1回は外部研修を受講できるようにしていく。
 - ・職員が学ぶべき分野や研修内容の整理を行いながら、自身で学習できる仕組みを検討する。

5. 施設設備の維持管理に努める

- 施設設備の主点検や営繕に努め、環境整備を定期的に行っていく。また、老朽化し、危険リスクがある設備については、必要に応じて県と協議をすすめていく。
- * 令和7年度、古い(未使用)の煙突の撤去を予定。(地震などにより崩落の危険があるため)

6. 利用児童数の増加を目指し、運営及び経営の安定を図る

- 経費削減を意識しながら、安定した経営と効率的な運営に努めていく。
- 在宅で一時的に生活が困難な児童に関して、短期入所や一時保護委託で受け入れ、学園の機能を活用して支援を行うとともに、学園の機能について理解していただく機会にする。
- 高等学校や高等養護学校を中途退学した生徒について(信楽学園対象児童)、関係機関や保護者を通じて利用案内や体験を行い、希望があれば、都度利用開始にむけて対応を行う。

7. 利用児童の保護者と積極的に関係を深め、相談援助や養育について支援体制を構築する

- 定期的な家庭訪問や面談を設定していく。
- 保護者会や行事の活性化を図り、保護者と職員の関係性を深めながら、児童の支援や養育について意見交換ができる場を設けていく。

8. 短期入所事業をおこなう

- 主たる対象を障害児として、空床を利用して可能な限り短期入所の受け入れを行っていく。

9. 信楽町内の地域との連携を一層強化していく

- 地域との防災訓練などを定期的に行い、地域との協働関係を構築していく。
- ボランティア等を受け入れ、地域住民の方の力も活用し、支援の充実を図る。

10. グループホームむげんの運営について

- 学園が卒園生のフォローアップとして設置・運営してきた経過があるが、一定の役割は終えたと思われるため、利用者の他のグループホームへの移行を進め閉所に向けて準備を進めていく。
- * 現在利用中の利用者の方については、引き続き丁寧な支援と自立生活に向けて利用者の意向を確認しながら関係機関も含め支援を継続していく。また、現在の生活環境については、環境確認を行いながら、安全で住みやすい環境を整えていくことができるように検討していく。

9. 東近江障害施設群

東近江障害施設群中期計画の目的(目指す事柄)

東近江障害施設群の事業所を利用する人と、東近江障害施設群で働く職員のほか、東近江障害施設群に関わるすべての人のウェルビーイング(※)を追求します。

※ 肉体的にも、精神的にも、社会的にも、すべてが満たされた状態にあること

ゴール(中期計画の目的に近づくための目印)①

説明できる(根拠のある)支援をします。

【びわ湖ワークス】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
職員一人ひとりが支援に必要な力を把握し、それを全体で共有して学び合うことで、支援の質を向上させる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・日々の支援の中で、職員各々が、自分に不足している力、さらに伸ばしたい力を見つけ、それを学ぶための研修を企画する。職員会議の機会を利用して、全員が持ち回りでサポーターズカレッジ等を活用して15～20分程度の研修を実施する。	・自分の支援の質が向上したと答える生活支援員が80%以上になる。(年度末)

【びわ湖ワークス】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
利用者が増える	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・説明会・体験会を実施し、幅広く(養護学校中等部、高等部、一般中学校等)募集することで、多くの方にびわ湖ワークスを知ってもらう機会を作る。 ・見学者等にわかりやすく事業所を知ってもらえるよう事業所のパンフレットを作成する。 ・パンフレットを相談事業所等に配布し、相談者に案内してもらう。 ・事業所のセールスポイントを見つけ、今後のびわ湖ワークスのあり方(作業科目、利用者像等)を職員全員で検討する。	・新規利用者が2名増える。

【能登川作業所(生活介護)】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
統一した支援をすることで支援の質を高める	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・月に一度、2名ずつ支援手順書の見直しを全職員で行う(支援手順書のある利用者は10名。振り返りの時間を利用し、直近1か月の支援手順書への記録内容を全職員で確認し、適宜更新する)。	・支援手順書を理解して支援できていると答える職員が80%以上になる(年度末)。

【マイルド五個荘】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
職員ひとり一人が支援スキルの向上に向けて自発的に取り組む意識を持ち、学習したことを全職員で共有し、実践につなげることで全体の支援の質の向上を図る	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・職員各自で学びたい分野をサポートズカレッジや外部研修から選定して受講する。学んだことを所内会議で復命報告し、共有する。	・各職員が1回以上、自発的に研修に参加し、復命報告を行う。

【ホームグロー東近江】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
災害時などの物品等を世話人・支援員が迷わずに使用できるようになる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・嘔吐処理と非常時のトイレ設置の実地訓練を支援者会議に併せて行う。	・嘔吐処理と非常時のトイレの設置方法を「理解できた」「おおむね理解できた」と答える人が80%以上になる。

【ホームグロー東近江】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
定員を増やすドリームハイツの新利用者が混乱なく生活できる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・ドリームハイツのルールを入居時に利用者に説明する。 ・1年間を通じて生活の中で出てきた疑問や訴えを聞き、適宜ルールを変更したり、わかりやすい表現に直したりする等の改定を行う。(利用者の訴えに対し、理由を添えてルールを変更しないことを伝えることも対応の一つ)	・グループホームのルールについて、職員がわかるように教えてくれると答える新利用者が70%以上になる(年度末)。

【放課後等デイサービスじょいなす】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
アセスメントをもとに自立課題を作成し、提供することができる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・じょいなすの支援に応じた、自立課題のアセスメントツールを作成する。 ・作成したアセスメントツールを用いてアセスメントを取る。 ・アセスメントに基づいた自立課題を作成し、提供する。	・アセスメント結果に基づいた自立課題を2名の利用児に提供できる。

【グロー東近江相談支援事業所】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
利用者に寄り添って話を聞くことで、利用者が抱えるニーズを把握するとともに、丁寧な情報提供、相談支援を行うことで、利用者に信頼される相談支援事業所になる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・新規利用者への丁寧なアセスメント及び継続利用者へのモニタリングを確実に実施する。 ・モニタリング等定期的な面談の他、必要に応じて訪問面談又は電話対応を行う。 ・利用者が抱えるニーズに合わせ、必要な情報を分かりやすく提供する。	・1月にアンケート調査を実施し、当事業所の支援に対する全質問に「満足している」と回答する利用者が60%以上になる。

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)②
働くことも、生きることも大事にします。

【能登川作業所(生活介護)】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
利用者が役割を持ち参加することで余暇活動の充実を図る	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・年に2回調理活動を行う。役割チェック表を作成し、取り組めた項目にチェックを入れる。	・利用者全員がいずれかの項目にチェックが入る。

【マイルド五個荘】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
利用者の特性やニーズに合わせてアレンジした余暇活動を組み立てた中から個々に選択することで、みんなが主体性をもって活動ができるようになる。	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・トリプル余暇活動(①ひとりで余暇②みんなで余暇③お出かけ余暇)を曜日ごとにスケジュールを立て月間予定表に反映させる。 ・マイルド文庫の設置や創作活動など、午後を中心とした活動の自己選択・自己決定につながる選択肢を広げる。	・マイルド文庫を活用する利用者や一人でする活動を選択肢から選べる利用者が80%以上いる。

【ホームグロー東近江】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
ホーム内での余暇が充実する	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・利用者ととともにきたまちや男子棟の庭園をきれいに維持する。 ・きれいになった庭園で年に2回以上、お茶会等の余暇活動を行う。	・希望する利用者が全員ホーム内での余暇に参加できる。 ・余暇活動に参加することで、次にやりたいことの希望が利用者会議で出る。

【放課後等デイサービスじょいなす】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
運動プログラムで心も身体も健康になる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・月間プログラムの中に、月1回運動プログラムを必ず取り入れる。 ・全体会議で、利用者ごとに参加しやすい内容や方法を検討する。	・運動プログラムに利用者全員が参加できる。

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)③

今までのいいことと、これからのいいことで移転後の未来を描き、形にします。

【能登川作業所(就労支援継続 B 型)】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
5S(仕分け班・揃え班・掃除班・制御班・習慣班)活動を通して、利用者、職員が一緒になって働きやすい職場を作り上げる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
①利用者、職員全員がいずれかのグループに所属して活動を行う(仕分け班・揃え班・掃除班・制御班・習慣班) ②月末に5S会議(全体会議)を実施し、各グループの活動報告と課題を表出する。 ③啓発活動を行う。 ・ポスターの作成 ・マニュアルの作成 ・5S 活動動画の視聴	・年度末にアンケートを実施。職員、利用者の 70%以上の人働きやすくなったと答える。

【グロー東近江相談支援事業所】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
地域にある社会資源(フォーマル、インフォーマル問わず)と交流を深め、個別ケースで連携が取りやすい関係作りを行う	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・個別ケースにおいては、現在利用者が通所等している法人外の事業所への訪問を行い、支援者と面談したり、ケース検討を行ったりする。 ・新規事業所への見学を積極的に行い、個別ケースで活かしたり、他相談支援事業所と共有したりする。	・個別ケースでの関わりの有無に限らず、法人外事業所への訪問を月 3 回以上行う。

【能登川作業所・放課後等デイサービスじよいなす】 目標(ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況)	
新施設にスムーズに移転することができる	
目標達成のためにする活動 (あるべき姿・なりたい状況になるための活動)	何をもって達成したと判断するか (評価方法と指標)
・建物竣工後 1 か月かけて、下見や個別の物品移動等、それぞれの利用者に合った移転準備をする。	・移転後も、利用者(児)全員が新施設に通うことができる。

10. オープンスペースれがーと

今年度は「オープンスペースれがーとが担うべきこと」を改めて思考の中心に置きなおし、人材の確保育成を横に据えながら「相談事業の整理整頓」の完了と、新たに「障害事業の今後の編成」について検討を始め、エリア全体の収支改善が見えるように進める。

また、昨年度に障害サービス利用家族の加齢による思いもよらない緊急事態が数件発生したことから、緊急連絡網などの一次的な連絡簿ではなく、事が起こった後に「何を、どう動き、どこに繋げるのか」という立体化した体制作りが急務と感じた。

本年は、その初動体制整備に向き合い、(見えない価値と安心を生むことであり・事業者の責務でもある)職員の知恵を駆使して作り上げる一年とする。

1. 地域ニーズから世代ニーズへ(時代に向き合う取組) ～矜持と実践～

・世代ニーズに応えるサービス創出について考える

家族の前兆無き緊急事態に即応できる体制作り(まずは障害事業利用家族対象で)

- ・障害・高齢・相談を併せ持つエリアの力、これまで蓄積してきた関係性やネットワークをフル活用し、事態に備えた準備を始める。
- ・重層的支援体制整備事業・地域支え合い推進会議との連携(行政・社協)
- ・地域包括支援センターとの情報共有(要支援家族としての登録など現況把握)
- ・もうひとつのBCPとして →提案・試案と共有(災害時避難計画ではない)
障害高齢相談の協業による初動体制の作り込み
(社会福祉のあるべき姿・福祉の価値探求を継続～糸賀思想:不断の研究)

2. 『令和 無財の七施』構想(つどいの広場的取組) ～創出と発信～

・私たちが思い描く「集える場所」づくり(GX Gamushara Transformation)

ダイニングとしていた「がむしゃら」を、世代間交流空間・対面回帰空間・インフォーマルな福祉を提供する空間へ変化変容させる。～DiningからExchangeSpaceへ

- ・すすく(子育て支援事業)利用者、地域の子育て世代、不登校、関心のある人等
- ・月1回程度・子ども食堂的な位置づけから→新しい「福祉的価値」想像の糸口に
- ・みとっこ広場→小学校区の放課後活動の取り組み応援 →福祉教育へ

3. Across the legato(横断する取組) ～思考・議論・実践～

・実効性のある会議・責任のある委員会(スクラップ&ビルドver2)

人権擁護、虐待関係など必須委員会の見直しと、委員の裁量・責任の拡大

→エリア連絡会議に内包していた各委員会の切り離し(実務として)

委員会の意味を理解し、責任を持った開催と運営(研修等の企画運営)

→横軸業務(部署を超えた・分掌として)を意識できるよう取り組む

年間計画の策定～実行～周知運営(研修・訓練)～成果報告までを担当

・誰もが有用の存在と認め合える職員集団

職員夫々のライフステージへの配慮 →この職場の一員であることの安心感を

個別目標達成支援プログラムの再考 →実務力・技術力・人間力アップを支援

・経年劣化に伴う修理修繕計画

設備や器具機材等の耐用年数再確認→修繕計画の更新(経年劣化対策を重点に)

4. 今年度の必須事項（事業再編検討～法令対応～情報共有のスピード感）

1. 相談支援事業の再編最終年／障害通所事業の再編検討

- ＜相談事業＞・業務管理の強化、部署としての「報告連絡相談」の再ルール化
 ・相談種別（一般相談・計画相談）の分担整理 ～種別毎の解りやすい位置付け
 ・進捗管理の継続・システムの活用～毎月の進捗報告会議開催・ソフトウェア（福祉見聞録）の習得
 ＜障害通所＞・甲賀圏域の情報（需要予測）を収集しながら数年先の事業形態を検討、第4期中期計画に反映
 ～収支改善、人材配置、福祉サービス利用予測の3点を主眼に（最良の着地点を見いだす）
 ～介護と就労の双方から、圏域に求められるサービス量を予測し、障害事業の方向を見定める
 ～もうひとつのBCP作成（エマージェンシーコールの可能性の高い場合から）

2. 各種法令への対応（総合管理の視点）

★《事業運営管理》

- ・意思決定支援事項の取り決めと運用に対するスキル形成（学習会の継続）
- ・サ担会議・個別支援会議等への本人同席の原則・記録など、ケアレスミス防止のチェック体制作り
- ・事業指定更新管理～（相談事業4月）（障害B型事業6月）（介護保険認知症対応型9月）

★《災害と地域連携》（地域連携の視点）

【防火管理者】	・防災計画・消防計画更新作業／避難訓練回数→消防計画と重説との整合性を図る
【対策本部・総務】	・事業継続計画（BCP）の更新、→身近なBCPとして～Googleフォームの活用
	自然災害BCP更新／感染症BCP更新 ～研修と想定訓練・各1回必須
	湖南市福祉避難所協定の再確認・見直し検討・協議打診（湖南市危機管理課）
	水戸まちづくり協議会との連携・合同訓練の協議と実施

★《安全と衛生》（事業運営管理・サービス管理・福利厚生）の視点）

【安全運転管理者】	・アルコールチェックの意識向上・車両運行計画と記録簿管理（必須）
	・法定研修の受講（安全運転管理者講習受講）
【衛生管理者】	・産業医検診隔月開催／衛生委員会の開催と記録（必須）
	・健康診断結果の定期報告（東近江労働基準監督署）
【給食委員会】	・毎日の提供食数管理と把握（外注業者との連携）
	・毎月の委員会開催・報告、満足度調査の実施、食中毒注意報（警報）の周知
【管理責任者】※法人（総合施設長）	・建築物安全管理 ～ 駐車場の安全管理・防犯管理・想定外災害への対応
	・特定建築物定期検査の実施と報告（甲賀土木事務所）※今年度なし

★《確実な会議運営と委員会の定着》（事業運営管理・地域連携の視点）

【総合施設長・管理者】	・エリア運営協議会開催（年2回）、デイサービスセンターらく運営協議会開催
	・GH地域連携推進会議の開催～本格始動・現場見学会の実施・利用者の出席
【各委員会】 法定必須の委員会	・虐待防止（身体拘束適正化）委員会 <計画～実行～周知・運営～成果報告>
	・感染症対策委員会 <計画～実行～周知・運営～成果報告>
	・防火防災対策委員会 <計画～実行～周知・運営～成果報告>
【各委員会】 法人設置の委員会	・権利擁護虐待防止委員会
	・リスクマネジメント委員会
	リスクマネージャー（BCP担当）
	・人権教育推進委員会
	・ハラスメント対策委員会

3. 支援現場に特化したIOT・ICTの運用～共有のスピード感・ルール策定

- ・『Across the legato（横断する取組）』の活用ツールとして
- ・実用的、汎用性の双方から導入最終検討 ～ケアコラボに照準
 利用者支援情報共有・エリア内情報共有・その他研修周知など
- ・災害時情報共有の手段として導入（職員用）～Googleフォーム活用（導入後のブラッシュアップ含め）
 災害時ポケットカードの作成と配布

11. 滋賀県発達障害者支援センター

基本方針

- 発達障害のある児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、支援者支援、人材育成等の三次支援機関としての機能強化を実施し、関係機関との連携を強化し、発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。
- 引き続き、現状の一般的な相談については、身近な地域相談支援機関(一次支援機関等)への引継ぎを積極的に行なっていく。
- 事業の安定的な実施のために、職員の育成と安心安全な職場環境の確保に取り組む。

1. 発達障害児者・家族に対する相談支援・事業所支援

- ・ 個別相談については、基本的に一次機関である市町を案内する。ただし、何らかの事情で市町が受けることのできないケースや市町で対応の難しい困難ケースについては、県センターが中心となり、市町や圏域の支援事業所、関係機関と連携しながら支援を行う。
- ・ 県センターが一次機能の役割を果たしているケースについては、支援事業所(地域支援マネージャーが在籍)が担う二次機関や市町に繋ぐなど、ケースの引き継ぎに向けた情報共有を図る。

(1) 相談支援の実施

何らかの理由で市町にて相談できないケースに対して発達相談・就労相談を実施する。
困難事例について、市町・支援事業所と協力して支援を実施する。

(2) 発達障害者(児)支援にかかるコンサルテーション事業(専門家派遣事業)

- ① 教育機関や障害福祉サービス事業所、相談支援機関、行政、企業等に訪問し、発達障害の特性理解やアセスメント、対応の工夫や支援方法のアイデアについて検討する。
【目標値：事業所等 25か所】
- ② 強度行動障害巡回事業の他、強度行動障害のある人を受け入れている事業所が、適切な支援を行うため、必要に応じて専門家を派遣する。
- ③ 外部の有識者等による専門家チームを結成し、必要に応じて専門家を事業所・大学等に派遣し、個別の対応や、事業所等の体制づくりに対して、助言等を行う。
- ④ 広域的支援人材登録者にも、当センターの専門家として登録していただき、集中的支援終了後も、引き続き、当該施設等に同じ専門家が引き続き、支援ができるようにしていく。

(3) 地域支援事業

地域で開催される各種協議会等に参加し、発達障害の啓発・助言等を行う。

- ① 発達障害者支援センター連絡協議会等の開催 【目標値：年1回】
- ② 障害者総合福祉法第89条の自立支援協議会等への参加 【目標値：20会議参加】
- ③ 他の協議会(滋賀県特別支援教育支援委員会・発達障害者雇用支援連絡協議会等)等への参加 【目標値：20会議参加】

2. 研修事業

(1) 発達障害者支援ケアマネージャー養成研修事業

- ① 県内の支援者に対する専門研修を実施し、発達障害者支援を専門的に実施することが出来る人材を養成することで、福祉圏域における発達障害に関する相談支援の充実を図る。ベーシックコース・アドバンスコースに分けて開催しており、ベーシックコース修了者については、県センターより修了証を発行している。また、両研修を修了した方に対して、県より修了証の発行をすることとしている。
- ② 何らかの事情でベーシックコースの一部を受講できなかった者に対して、県内で実施している研修を代替できるよう、各圏域の支援マネージャーと調整を行い、受講生が全過程終了しやすいようにする。
- ③ アドバンスコースの評価基準をブラッシュアップし、研修終了時に認証するためのプレゼンテーションと合わせて評価する時の参考資料とできるような基準を引き続き検討する。
- ④ 養成研修の一部を公開講座とし、広く支援者が参加できるような科目を設定する。

(2) 県民講座

県民講座は、柳家花緑氏に講師を依頼し、広く県民が講座に興味を持ちやすくし、発達障害についての理解を図っていく。また、ケアマネージャー養成研修受講生も参加を呼び掛ける。

3. 家族支援普及事業

(1) ペアレントメンター養成・フォローアップ研修

ペアレントメンターの養成とフォローアップ研修を実施する。また、ペアレントメンターと市町の担当者との情報交換会の開催（フォローアップ研修年2回・情報交換会年1回）。

(2) ペアレントトレーニングの市町への普及を図る

国のモデル事業は終了したが、引き続き県内でペアレントトレーニングの普及をはかるため、市町担当者の他、事業所の職員に対し、ペアレントトレーニングファシリテーター養成研修・ニーズ別研修・フォローアップ研修を開催する（各年1回）。

フォローアップ事業については、市町担当者とメンターさんを中心に実施することとする。

4. 職員の育成

(1) 個別目標に基づく面談を実施（年2回）

個別目標を職員個々が設定し、目標の達成に向けての面談を実施する。
個々のスキルアップに、何が必要かを一緒に考える機会とする。

(2) メンタルヘルスの向上と職員の時間管理の意識を高める

燃え尽きを防ぐ、迷いや悩みのシェアリングタイムの実施。

(3) 研修機会の創出

できるだけ外部研修の機会を増やし、スキルアップを図る。また、OJTによる研修も実施し、困難事例に対応できるスキルの獲得を目指す。

5. 発達障害者支援センター業務の内容・県施策に関する協議

各事業の評価と今後の方向性・予算編成について県主管課と共有・協議の場を設ける。
発達障害者支援にかかる相談・支援状況等のデータを分析し、発達障害者支援施策の課題整理を行なう。

12. 滋賀県地域生活定着支援センター

1. 基本方針

- ・ 刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、高齢によること又は障害を有することにより自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域生活定着のための伴走的な支援に取り組みます。
- ・ 支援に際しては、支援対象者の主体性を尊重し心身の状況に配慮した意思決定支援を行います。
- ・ 支援対象者にとって適切な居場所が継続的に確保されるよう、常に地域の福祉関係機関や必要な社会資源との連携を図ります。
- ・ これらの活動を安定的・効果的に実施するための事業運営と人材の育成、安心安全な職場環境の確保に取り組みます。

2. 事業内容

(1) 相談支援等業務(矯正施設退所予定者の帰住地等調整支援)

① コーディネート業務

- ・ 他都道府県地域生活定着支援センターからの支援業務協力依頼を受けて、高齢または障害により選定された「特別調整」対象者について、矯正施設内での面接を行い立案した「福祉サービス等調整支援計画」に基づき、退所となるまでの期間において、帰住先および必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。
- ・ また、帰住先のある「一般調整」対象者については、大津保護観察所の協力依頼を受けて、退所となるまでの期間において、必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。

② フォローアップ業務

- ・ 滋賀県内に帰住した「特別調整及び一般調整」対象者が、必要な福祉サービスや社会的支援等を適切に受け、地域で安定して生活できるように、本人又はその関係者への側面的支援を行う。

③ 相談支援業務

- ・ フォローアップ対象者を除く矯正施設退所者のうち、障害又は高齢により福祉サービスや社会的支援等を必要とする本人又はその関係者からの相談に応じて必要な支援を行う。

④ 被疑者等支援業務

- ・ 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

(2)地域ネットワーク強化業務

①地域福祉支援検討会

(ア)司法福祉アセスメント委員会

- ・ 触法となった背景要因を明らかにし、必要な支援と配慮を検討する委員会を実施する。構成は精神科医・精神保健福祉士・主任介護支援専門員・社会福祉士・相談支援専門員・知的障害判定員・矯正心理技官・有識者・地域の支援関係者及び福祉行政等。
- ・ 3回／年実施予定。加えて必要に応じて実施。

②福祉事業者巡回開拓

(ア)ネットワーク部会

- ・ 県内の様々な社会的支援に携わる人たちの自由な情報交換、登録事業所や自立支援協議会等への関連研修情報や事例検討会等の企画・発信を行う。
- ・ 福祉事業者や企業へ3か所以上訪問する。
- ・ 地域自立支援協議会7か所以上において情報提供・事例検討会を実施する。
- ・ 各市町の重層的支援体制整備事業担当部署へ6か所以上訪問する。

(イ)地域住民等の理解を進める啓発活動

- ・ 地域住民等の理解をすすめる啓発活動を実施する。
- ・ 保護司、民生委員等に対する事業啓発を3か所以上で実施する。

③地域福祉研修の実施

(ア)個別プログラム支援部会

- i .性的課題を持つ人に対するグッドウェイモデル・プログラム・keep&safe プログラム
令和6年度から開始したグッドウェイモデル・プログラムの実施と、引き続き Keep & safe プログラムを実施する(月 2 回)
- ii .性に関する研修会の実施
「包括的性教育」に関する研修会を実施し、支援者が正しく支援できるような知識を身につけ、性犯罪の未然防止につなげられることを期待する。
- iii .依存症ネットワーク会議への参画
年2回以上、会議へ参画し定着センターによる支援ノウハウの共有を行う。

④広域業務

(ア)被疑者等支援連携会議

- ・ 検察・保護観察所・少年鑑別所等と連携し刑事手続きの段階で福祉ニーズをスクリーニングし、情報共有と協議を行う。12 回／年実施。

(イ)コーディネート連携会議

- ・ 保護観察所が主催する矯正施設からの退所者支援に関する情報共有と協議を行う会議に参画する。構成は保護観察所・刑務所・拘置所・更生保護施設・矯正管区等。2回／年参画。

(ウ)事業推進委員会

- ・ 地域生活定着促進事業をサポートする様々な機関・団体に対し、当センターの事業実施状況を共有し客観的な評価を受ける。また各機関による意見交換及び情報交換を行う。構成は、医療・住居・児童・救護・障害・高齢・矯正・更生保護等の機関団体。2回／年以上実施。

(エ)再犯防止計画に関する会議

- ・県健康福祉政策課が主催する会議に参画する。2回／年以上参画する。

(オ)全国地域生活定着支援センター事業への協力

- ・近畿ブロック構成メンバーとして、近畿ブロック研修の企画・実施等に協力し、全定協の部会活動にも積極的に参画する。

(3)支援の質の向上及び人材育成等

①事業所内ミーディングの実施

- ・相談支援等業務を実施するにあたり、事業所内ミーティングを定期的の実施し、支援対象者の情報共有、支援検討、スーパーバイズ等を実施する。毎週1回実施。

②研修の受講

- ・全国地域生活定着支援センター協議会が実施する実務者研修について、各相談支援員の経験年数に応じたプログラムを受講する。
- ・上記研修に加え、1つ以上のソーシャルワーク実践に関わる研修を各相談支援員が受講する。

13. 滋賀県高次脳機能障害支援センター

A 中期計画(令和5年度～7年度)

1. 医療・社会への啓発: 当事者・家族が安心して暮らすために、高次脳機能障害に気づくことができる社会資源を増やす

(中期計画で設定している内容)	(3年目(令和7年度)の取り組み)
① 支援ガイドブックに掲載できた医療機関との連携強化	・医療関係機関間の連絡協議会の開催
② 支援ガイドブックの活用を促す	・ガイドブックデータの活用結果の評価と見直し
③ 滋賀県立むれやま荘等の社会資源と協力して、当事者や家族の活動を広げる	・むれやま荘とのコラボ事業への参加・体験者を増やす。

2. 圏域の人材育成: 高次脳機能障害の多様な症状に対応できる人材を育成する

(中期計画で設定している内容)	(3年目(令和7年度)の取り組み)
① 専門研修(初任者・フォローアップ)の実施	・基礎・実践研修の実施

3. 社会的行動障害の支援維持のための仕組みづくり:
三次機能として地域支援のバックアップ機能を充実する

(中期計画で設定している内容)	(3年目(令和7年度)の取り組み)
① 専門相談支援員への情報提供サイトの運営	・情報提供はメールリストで随時行う
② 専門チームのアウトリーチを積極的に活用する	・圏域ごとの専門チームアウトリーチの展開
③ 職員の地域への繋ぎプロセスとスキルを整理し強化する	・支援者支援ケースの量質分析(センタースキルの明確化)

B. センター運営事業

(1) 基本方針

当センターは県域全体を対象とする三次の相談機関として、各市町及び圏域の団体や行政、滋賀県医療福祉相談モール構成団体と連携し、今日求められる相談支援ニーズに応じていくとともに、当センターの事業を通して見える課題や支援のあり方について整理する意識を常に持ち、機会を捉えて発信することを使命とする。

(2) 事業内容

① 相談支援事業

高次脳機能障害者(児)等や家族、または行政や支援者等からの相談に対し、必要な調整を図り、関係機関と連携して対応する。

② 支援専門チーム事業

(ア) 高次脳機能障害支援センター及び地域支援における困難事例にかかる事例検討を実施する。

- (イ)地域支援における個別支援会議への参画及び助言を行う。
- (ウ)地域支援の現場における助言及び指導(アウトリーチ活動)を行う。
- (エ)(ア)から(ウ)を通じ、高次脳機能障害者(児)の相談支援体制にかかる課題の整理及び検討を行う。

③ 普及啓発事業

- (ア)県内の市町や地域の相談事業所、福祉サービス事業所等各関係機関、地域住民に対し、高次脳機能障害への理解を深めることを目的に研修会を開催するとともに、講師の派遣等を行う。
- (イ)昨年に続き、高次脳機能障害支援者養成研修(基礎・実践)を実施し、より身近な地域で専門的な支援を実施することができる人材を養成する。高次脳機能障害支援体制加算が新設されたことで要件に上記研修が入っているため、定員を拡大して実施する。今年度は基礎研修1回、実践研修1回を実施する。

④ 家族会との連携

- (ア)家族会の活動への協力を行う。
- (イ)滋賀県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に実行委員として参画する。

⑤ SST事業

高次脳機能障害者に対して就労とその継続に向けたコミュニケーションスキルの向上の促進を目指し、より効果的な人との関わり行動を身につけることができるプログラムを実施する。

⑥ その他

- (ア)全国高次脳機能障害連絡協議会への参加
- (イ)近畿ブロック連絡協議会への参加
- (ウ)その他、高次脳機能障害支援に関する必要な活動

C. 圏域ネットワーク事業

(1) 基本方針

圏域内の医療(リハ含む)・介護・保健・福祉・労働等の関係機関の参画により、圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討を行うネットワーク会議や高次脳機能障害者の支援に向けた人材の支援に向けた人材育成や啓発を目的とした研修会、支援の向上のための事例検討会等を実施し、支援体制の整備を図る。

(2) 事業内容

- ① 連絡調整会議(ネットワーク会議・研修会・事例検討会)の開催
甲賀、大津、湖東、湖西、湖北圏域については、圏域の幹事機関のバックアップ機関として機能し、その他の圏域についてはセンターが主体となってネットワークの構築を図る。
- ② 広域調整活動
圏域間の広域調整を行うとともに、各圏域における連絡調整会議等のネットワークづくりを支援する。
- ③ 圏域で中心になってネットワーク事業を進めている関係機関との情報交換の場を設ける。

D. 業務の効率化の検討

(1) ICTの活用による業務効率化・改善を取り込む

(2) ICTの活用研修の実施 (例)AI音声認識ツールの導入の検討など